

## 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱

### (通則)

第1条 島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関しては、島根県補助金等交付規則（昭和32年島根県規則第32号）及び原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱（平成15年1月30日付け平成15・01・14財資第1号。以下「国要綱」という。）の定めによるほか、この要綱の定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、原子力発電施設等の周辺の地域における企業立地に対する支援を行うことにより、当該地域の雇用の増加を図り、もって発電用施設の設置及び運転の円滑化に資することを目的とする。

### (交付対象及び補助率)

第3条 知事は、発電用施設周辺地域整備法（昭和49年法律第78号。以下「整備法」という。）第2条に規定する発電用施設のうち、原子力発電施設、再処理施設（特別会計に関する法律施行令（平成19年政令第124号。以下「特会法施行令」という。）第51条第1項第2号に規定する再処理施設をいい、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構が設置するものを除く。）、加工施設（特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する加工施設をいう。）、実用ウラン濃縮施設、貯蔵施設（特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する貯蔵施設をいう。）、廃棄施設（特会法施行令第51条第1項第20号ハに規定する廃棄施設をいう。）又は最終処分施設（特会法施行令第51条第1項第20号トに規定する最終処分施設をいう。）（以下「対象施設」という。）の設置がその区域内において行われている市町村（当該対象施設の設置が行われている地点が整備法第3条第1項第2号に該当するものに限る。）、当該市町村に隣接する市町村（整備法第4条第7項の規定による同意を得た同条第1項前段に規定する公共用施設整備計画が同項後段の規定により作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含み、整備法第10条第3項による同意を得た同条第1項に規定する利便性向上等事業計画が同条第4項において準用する整備法第4条第1項後段の規定によって作成された場合にあっては同項後段に規定する市町村に該当する市町村を含む。）又は当該対象施設の設置がその区域内において予定されている市町村のうち、次の各号に掲げる要件を満たしているもの（以下「特定市町村」という。）の区域内における企業立地（企業立地の内容が立地地点をその区域とする市町村の総合計画等の基本方向と調和するものに限る。）を支援するため、民間団体等（以下「補助事業者」という。）が行う企業立地支援事業（以下「補助事業」という。）を実施するために必要な経費のうち、補助金の交付の対象として知事が認める経費（以下「補助対象経費」という。）について予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、別紙 暴力団排除に関する誓約事項 記に記載されている事項に該当する者が行う事業に対しては、本補助金の交付対象としない。

(1) 当該市町村が地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項に規

定する政令で指定する市以外の市町村であること。

(2) 当該市町村が整備法第3条第1項第2号に規定する大都市及びその周辺の地域のうち発電用施設周辺地域整備法施行令（昭和49年政令第293号。以下「整備法施行令」という。）第4条に定める地域をその区域に含まない市町村であること。

(3) 当該市町村が整備法施行令第5条第2項に規定する工業集積度が8未満の市町村であること。

2 市町村合併（二以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴う市町村合併をいう。以下同じ。）により、特定市町村に従前該当していた市町村（以下「旧特定市町村」という。）の区域に変更が生じた場合であって、当該市町村合併の日以前に当該区域内の対象施設の着工が確実となった場合にあつては、当該対象施設に係る補助金については、旧特定市町村を特定市町村とみなして前項の規定を適用する。ただし、当該市町村合併（地方自治法等の一部を改正する法律（平成14年法律第4号）第2条の施行の日（平成14年3月31日）から平成18年3月31日までに行われたものに限る。）により、対象施設の設置がその区域内において行われている旧特定市町村の区域の全部又は一部を含む区域をもって設置される市町村にあつては、この限りではない。

3 補助率は、定額とする。

（交付の申請）

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、毎年7月1日から7月15日まで又は1月1日から1月15日までの間に、様式第1による補助金交付申請書に知事が定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 知事は、前条第1項の規定による申請書の提出があつた場合は、当該申請書の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは、速やかに補助金の交付の決定を行い、補助事業者に通知するものとする。この場合において、知事は、適正な交付を行うため必要があると認めるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 前項の規定による事業に係る補助金の交付決定の内容には、次に掲げる区分ごとの経費の配分を含むものとする。

（1）事業費

(2) 一般事務費

(3) 一般管理費

3 知事は、第1項の通知に際して必要な条件を付することができる。

4 知事は、前条第2項のただし書による交付の申請がなされたものについては、補助金に係る消費税等仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

(申請の取下げ)

第6条 補助事業者は、前条第1項の規定による補助金の交付の決定の通知を受けた場合において、当該通知に係る補助金の交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があり、当該申請を取り下げようとするときは、当該通知を受けた日から7日以内に、様式第2により知事に申し出なければならない。

(契約等)

第7条 補助事業者は、補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければならない。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適當である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができる。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者に委託し、又は第三者と共同して実施しようとする場合は、この要綱の各条項を内容とする契約を締結し、知事に届け出なければならない。

3 補助事業者は、前2項の契約に当たり、契約の相手方に対し、補助事業の適正な遂行のため必要な調査に協力を求めるための措置をとることとする。

4 補助事業者は、第1項又は第2項の契約(契約金額100万円未満のものを除く)に当たり、経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としてはならない。ただし、補助事業の運営上、当該事業者でなければ補助事業の遂行が困難又は不適當である場合は、知事の承認を受けて当該事業者を契約の相手方とすることができる。

5 知事は、補助事業者が前項本文の規定に違反して経済産業省からの補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている事業者を契約の相手方としたことを知った場合は必要な措置を求めることができるものとし、補助事業者は知事から求めがあった場合はその求めに応じなければならない。

6 前5項までの規定は、補助事業の一部を第三者に請負わせ、又は委託し、若しくは共同して実施する体制が何重であっても同様に取り扱うものとし、補助事業者は、必要な措置を講じるものとする。

(計画変更の承認等)

第8条 補助事業者は、次の各号の一に該当するときは、あらかじめ様式第3による補助事業計画変更承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる軽微な変更を除く。

(ア) 補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意により、

より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

- (イ) 補助目的及び事業能率に関係がない事業計画の細部の変更である場合
  - (2) 補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。ただし、各配分額のいずれか低い額の15パーセント以内の範囲内で変更する場合を除く。
  - (3) 補助事業の全部又は一部を他に承継しようとするとき。
  - (4) 補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとするとき。
- 2 知事は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(遅延等の報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第4による補助事業遅延等報告書を知事に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況の報告)

第10条 補助事業者は、知事が特に必要と認めて要求したときは、様式第5による補助事業実施状況報告書を知事が要求する期日までに提出しなければならない。

(実績の報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき(第8条第1項第4号の規定に基づく補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。)は、完了の日(補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、その承認の通知を受けた日)から起算して30日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、様式第6による補助事業実績報告書を知事に提出しなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が県の会計年度内に終了しなかったときは、翌年度の4月20日までに、様式第7による補助事業年度末実績報告書を知事に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、前項の実績報告を行うに当たって、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額を減額して報告しなければならない。
- 4 補助事業者は、第1項又は第2項の場合において、やむを得ない理由によりその提出が遅延する場合には、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 知事は、前条第1項の補助事業実績報告書を受理したときは、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容(第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助事業者に通知するものとする。

- 2 知事は、前項の場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずる。
- 3 前項の補助金の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納

付がない場合は、未納に係る金額に対して、補助事業者は、その未納に係る期間に応じて  
年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

(補助金の支払)

第13条 知事は、前条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に補助金を支払うものとする。ただし、必要があると認められる場合には、概算払いをすることができる。

2 補助事業者は、前項ただし書きの規定により補助金の支払を受けようとするときは様式第8-1による概算払請求書を、前項本文の規定により補助金の支払を受けようとするときは様式第8-2による精算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、様式第9による消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書を速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずる。

3 第12条第3項の規定は、前項の返還の規定について準用する。

(交付決定の取消し等)

第15条 知事は、第8条第1項第4号の規定による申請があった場合又は次の各号の一に該当すると認められる場合には、第5条第1項の規定による補助金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は交付の決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく知事の処分若しくは指示に違反した場合。

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合。

(4) 前各号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

(5) 補助事業者又は間接補助事業者(補助事業者が県から交付を受けた補助金をその財源として、補助事業者の補助事業により補助金の交付を受けた者をいう。以下同じ。)が、別紙暴力団排除に関する誓約事項に違反した場合。

2 知事は、前項の規定による取消しをした場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

3 知事は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じて、当該補助金(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納付額を控除した額)につき年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第3項の規定を準用する。

(取得財産等の管理等)

第16条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

2 補助事業者は、取得財産等について、様式第10による取得財産等管理台帳を備え、管理するとともに、当該年度に取得財産等があるときは、様式第11による取得財産等明細表を第11条第1項に定める報告書に添付して提出するものとする。

3 知事は、補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があり、又は収入があると認められるときは、その収入の全部又は一部を県に納付させることができるものとする。

(取得財産等の処分の制限等)

第17条 補助事業者は、取得財産等のうち、次の各号に掲げる財産を知事の承認を受けず、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、国要綱第19条第2項の規定により経済産業大臣が別に定める財産の処分を制限する期間を経過した場合は、この限りではない。

(1) 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年法律第179号）第13条第1号から第3号までに掲げる財産

(2) 国要綱第19条第1項に規定する財産

2 補助事業者は、前項ただし書に規定する期間内において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ様式第12による財産処分承認申請書を知事に提出して承認を受けなければならない。

3 前条第3項の規定は、前項の承認をする場合において準用する。

(情報管理及び秘密保持)

第18条 補助事業者は、補助事業の遂行に際し知り得た第三者の情報については、当該情報を提供する者の指示に従い、又は、特別の指示がないときは情報の性質に応じて、法令を遵守し適正な管理をするものとし、補助事業の目的又は提供された目的以外に利用してはならない。

なお、情報のうち間接補助事業者、その他の第三者の秘密情報（間接補助事業者が取得した研究成果、事業関係者の個人情報等を含むがこれらに限定されない。）については、機密保持のために必要な措置を講ずるものとし、正当な理由なしに開示、公表、漏えいしてはならない。

2 補助事業者は、補助事業の一部を第三者（以下「履行補助者」という。）に行わせる場合には、履行補助者にも本条の定めを遵守させなければならない。補助事業者又は履行補助者の役員又は従業員による情報漏えい行為も補助事業者による違反行為とみなす。

3 本条の規定は補助事業の完了後（廃止の承認を受けた場合を含む。）も有効とする。

(暴力団排除に関する誓約)

第19条 補助事業者は、別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について補助金の交付申請前に確認しなければならず、交付申請書の提出をもってこれに同意したものとする。

(補助事業の経理等)

第20条 補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分した上、帳簿及びすべての証拠書類を整備し、常にその収支状況を明らかにしておかなければならない。

2 補助事業者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了した日又は補助事業の中止若しくは廃止の承認があった日の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(間接補助金の支払)

第21条 補助事業者は、間接補助金(補助事業者が県から交付を受けた補助金をその財源として、間接補助事業者に交付する補助金をいう。)の支払に必要な経費として第13条第1項ただし書による補助金の支払を受けたときは、遅滞なく、間接補助金を間接補助業者に支払わなければならない。

(実施要領等の制定)

第22条 第3条第1項に規定する企業立地支援事業の実施については、この要綱に基づくほか、別に定める実施要領及び業務手引書による。

附 則

1 この要綱は平成15年2月21日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

2 平成14年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「毎年7月1日から7月10日まで又は1月1日から1月10日まで」とあるのは、「平成15年2月21日から3月10日まで」とする。

3 この要綱は平成17年12月26日から施行し、平成17年度予算から適用する。

4 平成17年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「毎年7月1日から7月10日まで又は1月1日から1月10日まで」とあるのは、「平成18年1月17日から平成18年1月26日まで」とする。

5 この要綱は平成19年4月2日から施行する。

6 この要綱は平成20年4月1日から施行し、平成20年度予算から適用する。

7 この要綱は平成25年4月1日から施行する。

8 この要綱は平成26年2月13日から施行し、平成25年度予算から適用する。

9 平成25年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「1月1日から1月15日まで」とあるのは、「1月1日から1月15日まで若しくは2月13日から2月18日まで」とする。

10 この要綱は平成27年1月30日から施行し、平成26年度予算から適用する。

11 平成26年度予算に係る補助金の交付の申請については、第3条第1項中「1月1日か

ら1月15日まで」とあるのは、「1月1日から1月15日まで若しくは1月26日から2月6日まで」とする。

- 12 この要綱は令和元年12月10日から施行し、令和2度上期の補助申請から適用する。
- 13 この要綱は令和2年4月1日から施行する。
- 14 この要綱は令和3年4月1日から施行する。
- 15 この要綱は令和4年9月8日から施行し、令和4年度下期の補助申請から適用する。



暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(様式第1)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付申請書

島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第4条第1項の規定に基づき、上記補助金の交付について、下記のとおり申請します。

記

1. 補助事業の目的及び内容

原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業

2. 補助事業に要する経費

円

(1) 企業立地支援事業

円

適用	市町村	主たる業種	企業名・事業所名	雇用創出効果(人)	新規・増加契約KW	投資額(千円)	電力給付金額(千円)	特例給付金額(千円)	給付金額(千円)	実施要領第7条(2)のアイウの別
実施要領第6条(別表1)第2欄										
実施要領第6条(別表1)第3欄										
合計										

(2) 一般事務費

円

(3) 一般管理費

円

3. 補助事業に要する経費の金額の算出基礎

4. 補助金を受けようとする額

円



別添

役員名簿（記載例）

氏名カナ	氏名漢字	生年月日				性別	会社名	役職名
		和暦	年	月	日			
ケルン ジツ	訓練 実施	S	30	03	04	M	株式会社訓練	代表取締役社長
トウキ イロ	東北 一郎	S	40	01	01	M	株式会社訓練	常務取締役
カサイ ハコ	関西 花子	S	45	12	24	F	株式会社訓練	取締役営業本部長

(注) 役員名簿については、氏名カナ（半角、姓と名の間も半角で1マス空け）、氏名漢字（全角、姓と名の間も全角で1マス空け）、生年月日（半角で大正は T、昭和は S、平成は H、数字は2桁半角）、性別（半角で男性は M、女性は F）、会社名及び役職名を記載する。（上記記載例参照）。

また、外国人については、氏名欄にはアルファベットを、氏名カナ欄は当該アルファベットのカナ読みを記載すること。

(様式第2)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付申請取下届出書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業費補助金の交付申請は、  
下記の理由により取り下げたいので、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助  
金交付要綱第6条により届け出ます。

記

取り下げの理由

以上

(注) 用紙は、日本産業規格A4を使用のこと。

(様式第3)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金補助事業計画  
変更承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の交付決定のあった上記補助事業を下記のとおり変更したいので、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

1. 変更の内容
2. 変更を必要とする理由
3. 変更が補助事業に及ぼす影響
4. 変更後の補助事業に要する経費

円

(1) 事業費 (企業立地支援事業)

円

適用	市町村	主たる業種	企業名・事業所名	雇用創出効果(人)	新規・増加契約KW	投資額(千円)	電力給付金額(千円)	特例給付金額(千円)	給付金額(千円)	実施要領第7条(2)のアイウの別
実施要領第6条(別表1)第2欄										
実施要領第6条(別表1)第3欄										
合計										

(2) 一般事務費

円

(3) 一般管理費

円

5. 同上の算出基礎

- (注) 1. 中止又は廃止にあたっては、中止又は廃止後の措置を含めてこの様式に準じて申請すること
2. 用紙は、日本産業規格A 4を使用のこと。

(様式第4)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住所

名称

代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金補助事業遅延等報告書

年 月 日付け第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の遅延等の状況について、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第9条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 遅延等の原因及び内容
2. 遅延等に係る金額
3. 遅延等に対して採った措置
4. 遅延等が補助事業に及ぼす影響
5. 補助事業の遂行及び完了の予定

(注) 用紙は、日本産業規格A4を使用のこと。



(様式第5)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金補助事業実施状況報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助事業の実施の状況について、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の実施状況の概要
2. 補助事業に要する経費の使用状況（別紙）

（注）用紙は、日本産業規格A4を使用のこと。

(別紙)

補助事業に要する経費の使用状況

(単位：円)

補助事業に要する 経費の区分	補助事業に要する経費		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)
合 計			



(2) 一般事務費 (各経費ごとの内訳を記載)

円

	交付決定額	実績額
合 計		
(経費)		

(3) 一般管理費

円

交付決定額	実績額

3. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

4. 補助金受領額及び受領年月日

(1) 受領額 円

(2) 内訳

①第 回概算払額

②第 回概算払額

5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日

6. 間接補助事業者に対する間接補助金確定額及び確定年月日

7. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日

8. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

(注) 1. 当該年度に財産を取得しているときは、本交付要綱第16条第2項の規定に基づき、様式第11による取得財産等明細表を添付すること。

2. 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額

(別紙)

収支明細表

補助対象 経費の区 分	交付決定額					
	交付決定額		流用増減額		流用後交付決定額	
	補助対象経費 の額	補助金の額	補助対象経費 の額	補助金の額	補助対象経費 の額	補助金の額
合 計						

(単位：円)

決 算 額						備考
収入	支 出				差引	
補助金の収入 額	補助対象経費 の実績額	補助対象経費 の限度額	補助率	補助金の額	補助金返納額	

(様式第7)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金補助事業  
年度末実績報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金の補助事業について、  
島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定に基づき、  
年度末実績を下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の内容

2. 補助事業の実施状況

(1) 事業費 (企業立地支援事業)

円

適用	市町村	主たる業種	企業名・事業所名	雇用創出効果 (人)	新規・増加契約 KW	投資額 (千円)	実績額 (千円)			実施要領第7条(2)のアイウの別
							電力給付金額 (千円)	特例給付金額 (千円)	給付金額 (千円)	
実施要領第6条(別表1)第2欄										
実施要領第6条(別表1)第3欄										
合計										

(2) 一般事務費 (各経費ごとの内訳を記載)

円

	交付決定額	実績額
合計		
(経費)		

(3) 一般管理費

円

3. 補助金の交付決定額及び交付決定年月日

4. 補助金受領額及び受領年月日

(1) 受領額

(2) 内訳

①第 回概算払額

②第 回概算払額

5. 間接補助事業者に対する間接補助金交付決定額及び交付決定年月日

6. 間接補助事業者に対する間接補助金交付額及び交付年月日

7. 補助事業の収支決算

別紙収支明細表のとおり。

(注) 消費税等仕入控除税額を減額して報告する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税等仕入控除税額＝補助金額





(様式第8-1)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金  
概算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 概算払い請求金額 円 (算用数字を使用すること。)
2. 請求金額の算出内訳 (別紙)
3. 概算払を必要とする理由
4. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 用紙は、日本産業規格A4を使用のこと。

(別紙)

請求金額の算出内訳

(単位：円)

補助対象経費の区分	補助対象経費の額			補助率	補助金の額		
	配分済額	実績額 (年月日～年月日)	支出見込額 (年月日～年月日)		配分済額	前回までの受領額	今回請求額
合 計							

(様式第8-2)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住 所  
名 称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費  
補助金精算払請求書

年 月 日付け 第 号をもって額の確定通知のあった上記補助金について、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第13条第2項の規定に基づき、下記のとおり請求します。

記

1. 精算払い請求金額 円 (算用数字を使用すること。)
2. 振込先金融機関名、支店名、預金の種別、口座番号及び預金の名義を記載すること。

(注) 用紙は、日本産業規格A4を使用のこと。

(様式第9)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金に係る消費税額及び地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった上記補助金について、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- |  |   |
|--|---|
| 1. 補助金額（交付要綱第12条第1項による額の確定額）                   | 円 |
| 2. 補助金の確定時における消費税額及び地方消費税に係る仕入控除額              | 円 |
| 3. 消費税額及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額 | 円 |
| 4. 補助金返還相当額（3. - 2.）                           | 円 |

- (注) 1. 別紙として積算の内訳を添付すること。  
2. 用紙は、日本産業規格A4を使用のこと。

(様式第10)

取得財産等管理台帳

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考
				円	円					

(注)

1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第17条第1項各号に定める財産であって、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第11)

取得財産等明細表 ( 年度)

区分	財産名	規格	数量	単価	金額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備考

(注)

1. 対象となる取得財産等は、本交付要綱第17条第1項各号に定める財産であって、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械、器具、備品及びその他の財産とする。
2. 財産名の区分は、(ア)事務用備品、(イ)事業用備品、(ウ)書籍、資料、図書類、(エ)無体財産権(産業財産権等)、(オ)その他の物件(不動産及びその従物)とする。
3. 数量は、同一規格等であれば一括して記載して差し支えない。単価が異なる場合は分割して記載すること。
4. 取得年月日は、検収年月日を記載すること。

(様式第12)

番 号  
年 月 日

島根県知事 様

住所  
名称  
代表者職・氏名

年度 期島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金補助  
事業財産処分承認申請書

年 月 日付け 第 号をもって補助金の額の確定通知のありました上記補助金の補助  
事業について、島根県原子力発電施設等周辺地域企業立地支援事業費補助金交付要綱第17条第  
2項の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

記

1. 処分しようとする財産及びその理由

財産の名称	仕様	数量	処分の方法	処分の理由	備考

2. 相手方（住所、氏名、使用の場所及び目的）

3. 処分の条件

- (注) 1. 「処分の方法」の欄には、売却、譲渡、交換、貸付、担保の提供等の別を記載する  
自己使用の場合は、用途を記載すること。  
2. 取得財産が共有の場合は、備考欄に共有相手及び共有比率を記載すること。  
3. 用紙は、日本産業規格A4を使用のこと。